

有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 自 平成18年4月1日
(第46期) 至 平成19年3月31日

田 中 商 事 株 式 会 社

東京都品川区南大井三丁目2番2号

(401516)

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月30日
【事業年度】	第46期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	田中商事株式会社
【英訳名】	TANAKA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河合 勝彦
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井三丁目2番2号
【電話番号】	03（3765）5211（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理部長 石川 安信
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井三丁目2番2号
【電話番号】	03（3765）5211（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理部長 石川 安信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出しました第46期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は、____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～(4) <省略>

（訂正後）

(1) ～(4) <省略>

(5) 取締役の員数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

(6) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

また、取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(7) 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(8) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(9) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる旨を定款に定めております。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。